管理受委託許可申請書

　　年　　月　　日

中国運輸局長　殿

＜委託者＞

氏名又は名称

住所

代表者氏名

【委託営業所】

名称

所在地

＜受託者＞

氏名又は名称

住所

代表者氏名

【受託営業所】

名称

所在地

　輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、貨物自動車運送事業法第２９条第１項の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の種類 | 事業用自動車の運行の管理（点呼業務） |
| 管理の範囲及び方法 | 別添　管理の委託受託契約書の写し  　　　　及び管理の実施方法の細目 のとおり。 |
| 開始の予定日及び期間 | 年　　　月　　　日から  年　　　月　　　日まで |
| 委託及び受託を  必要とする理由 | 深夜・早朝等運行管理者が不在の際、確実な点呼  を実施し、もって輸送の安全を確保するため。 |

１．管理受委託許可申請について

　　受委託点呼を行おうとする委託事業者及び受託事業者は、受委託点呼を行う２ヶ月前までに、広島運輸支局（なお、管轄する運輸支局が二以上にまたがる場合は、受託営業所を管轄する運輸支局）を経由して中国運輸局に対し、管理受委託許可申請書に、次の書類を添付し申請すること。【提出部数：３部】

　(1) 管理の委託受託契約書の写し（別添１：モデル契約）

　　(2) 管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類（別添２：モデル管理の実施方法の細目）

(3) 受託営業所の安全性優良事業所（Ｇマーク）認定証の写し

　　(4) 受委託点呼の実施場所と委託営業所の車庫との距離（５km以内）が分かる資料（地図等）

　　(5) 委託営業所の安全性優良事業所（Ｇマーク）認定証の写し（※要件により必要）

　　(6) 自主点検表（別添３）

　　(7) その他　許可審査事務のために必要な資料等

２. 許可申請に対する標準処理期間

２ヶ月間（平成25年11月１日施行）

３．受委託の対象業務

　　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）第７条（点呼等）のうち、以下に係る業務（対面点呼に限る。）。

　　　(1) 第１項前段（乗務前点呼）

　　　(2) 第２項前段（乗務後点呼）

　　　(3) 第４項（アルコール検知器の備付け、常時有効保持及び活用）

　　　(4) 第５項（点呼の実施記録及び保存）

４．委託の要件

　(1) 委託者

　　　委託者は、法第３条の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者又は法第３５条第１項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者であること。

　　　また、受委託の許可は営業所単位とし、委託営業所は、次のいずれかに該当するものであること。

　　　　① Ｇマーク営業所であること。

　　　　② 次のいずれにも該当する営業所であること。

　　　　　　(ｱ) 申請日前３年間及び申請日以降に、所属する事業用自動車が第一当事者となる自動車事故

報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条各号に掲げる事故を起こしていないこと。

　　　　　　(ｲ) 申請日前３年間及び申請日以降に、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。

　(2) 実施時間

　　　１営業日のうち連続する１６時間以内であること。なお、具体的な実施時間は、契約書に明記すること。

　(3) 契約の範囲

　　　受委託点呼に係る契約は営業所単位とし、一つの営業所が複数の営業所に委託してはならない。

　(4) 実施場所

　　　 ① 受委託点呼の実施場所は、受託営業所又は受託営業所の車庫とする。

　　　 ② 受委託点呼の実施場所と委託営業所の車庫（受委託点呼を受ける委託営業所の運転者が乗務する

事業用自動車を保管している車庫のこと）との距離が５ｋｍ以内であること。

　(5) 対象運行

　　　受委託点呼の対象となる運行は、次に掲げる運行以外の運行とする。

　　　 ① 自動車事故報告規則第２条第５号イからヘまでに掲げるものを積載する運行

　　　 ② 特別な許可（特殊車両通行許可、制限外積載許可等）が必要となる運行

５．受託者の要件

　　受託者は、法第３条の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者又は法第３５条第１項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者であること。

　　また、受委託の許可は営業所単位とし、受託営業所はＧマーク営業所であることとする。

６．留意事項

　　受委託点呼業務の処理方法等は、委託営業所及び受託営業所の双方において運行管理規程に明記すること。

【詳細は国土交通省HPをご覧ください。 <http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000059.html>】